









四 領 置  
 本人が検査中任意提出した何々は本件の証ひよう、物件と認め領置する旨本人に告げ何処で領置をした。時に同日 時 分であつた。

五 質 問  
 犯則嫌疑者何某に対し次の質問をした。

問………  
 答………  
 問………  
 答………

六 差押及び領置物処置

本日差し押えた物件全部は風呂敷包一個として封印一ヶ所をなしこれを何某に保管させ保管証を徴した。

右取調は昭和 年 月 日 時 分終了したので本てん末書を何某に示し且つ読みかかせ共に署名なつ、印する

昭和 年 月 日

何処において

県税事務所

検税吏員  
事務吏員

氏 氏

名 名  
Ⓜ Ⓜ

第五十五号様式

差 押 (領 置) 目 録

番 号	品名又は名称	員 数	差押年月日	所持者住(居)所氏名	封印個数

右 郡 町 (村) 大字 何番地何某方において何某の地方税法違反事件に関する証ひよう、物件と認めてこれを差し押えた(領置した)のでこの目録を作る。

昭和 年 月 日

県税事務所

職 氏

名 Ⓜ

第五十六号様式

横 三センチメートル

縦 二十センチメートル

昭和 年 月 日

封 印  
県 税 事 務 所

執 行 吏  
員 の 印

第五十七号様式

保管証

何 某に係る地方税法違反嫌疑事件に関する証拠物件として昭和 年 月 日何処において差し押えられた(領置された)左記物件は封印のまま確に保管します。

昭和 年 月 日

保管者 住所

氏

名 ㊦

県税事務所

検税吏員

氏

名 殿

記

品名又は名称	数量又は個数	物件所持者の住所氏名	封印方法	備考

第五十八号様式

犯則事件引継書

一、犯則嫌疑者

住所

氏

名

(法人の場合はその法人名と責任者を区分して明記すること)

二、犯則事件名

三、該当法令条項

四、犯則事項

五、添付記録及び証拠品

右引継します。

県税事務所 検税吏員

事務吏員 氏

名 ㊦

県税事務所 検税吏員

事務吏員 何

某 殿

第五十九号様式

犯罪事件報告書

住所

職氏名

右の者に係る地方税法違反事件につき取り調べたところ別紙で、ん末書のとおりであるから一件書類左記目録のとおり添付報告します

昭和 年 月 日

県税事務所 検税吏員

事務吏員 氏

名 印

県税事務所

何 某宛

目 録

- 一 臨検搜索差押許可状 通
- 一 臨検搜索で、ん末書 通
- 一 差押で、ん末書 通
- 一 差押目録 通
- 一 保管証 通
- 一 質問で、ん末書 通
- 一 参考 脱税額、罰金見込額、履行能力

第六十号様式

通 告 書

地方税法違反事件、県税事務所検税吏員何某の報告に基いて調査したところによれば何某は昭和 年 月 日何処で何々をしたものである。

右の行爲は地方税法第 条に該当するから同法第 条により処分しなければならない。

よつて、左に掲げる金額を、この通告書の送達を受けた日から二十日以内に県税事務所に納付することを命ずる。証  
抛物件として差し押え(領置)てある何々は、通告履行の後還付する。

- 一金 罰金又は科料に相当する金額
- 一金 処分費

なお、期限迄に納付しないときは、告発をするから念のため申添える。

右地方税法第 条及び国税犯則取締法第十四条の規定により通告する。

昭和 年 月 日

県税事務所長

氏

名 印

第六十一号様式

通知書

住所  
職業  
氏名

地方税法違反事件嫌疑の報告があつたので検査したが違反の心証を得ない。  
右地方税法第 条及び国税犯則取締法第十九条の規定により通知する。

昭和 年 月 日

県税事務所長 氏

名 印

住所  
氏名

第六十二号様式

差押物件保管通知書

一、何々何程  
右何 某 地方税法違反事件に関する差押(領置)物件は何々官公署をして保管させたから通知する。

昭和 年 月 日

県税事務所 検税吏員

事務吏員 氏

名 印

住所  
氏名

